

令和5年度

弘前市除排雪業務指名競争入札等
参加資格審査申請の手引き

弘前市建設部道路維持課

目 次

はじめに	1~3
1. 道路除排雪業務	4~9
2. 凍結抑制剤散布業務	10~11
3. 雪置き場管理業務	12~13
4. 小路除排雪業務	14~15
5. 排雪運搬車両賃貸借(大型ダンプトラック)	16
6. 排雪運搬車両賃貸借(中型ダンプトラック)	16~17
7. 申請書への記載方法	18~21
8. 位置図	22~24
(1) 道路除排雪業務	
(2) 凍結抑制剤散布業務	
(3) 雪置き場管理業務	
9. 工区編成表(除雪機械等必要台数一覧)	25~27
(1) 道路除排雪業務(一般除雪・歩道除雪)	
(2) 道路除排雪業務(工区専用雪置き場)	
(3) 凍結抑制剤散布業務	
(4) 雪置き場管理業務	
10. 道路除雪共同企業体協定書(参考)	28~29
11. 提出書類一覧表	30~33
12. 補足事項	34~37

13. 申請様式記載例

共同企業体申請用記載例

- (1) 様式1-1 令和5年度弘前市除排雪業務指名競争入札等参加資格審査申請書
- (2) 様式1-2 共同企業体名簿
- (3) 様式1-3 委任状
- (4) 様式1-4 道路除排雪業務申請車両(作業重機)
- (5) 様式1-5 道路除排雪業務申請車両(排雪運搬車両)
- (6) 様式2 凍結抑制剤散布業務申請車両
- (7) 様式3-1 道路除排雪業務等実績調書(雪置き場管理業務)
- (8) 様式3-2 雪置き場管理業務申請車両

単独申請用記載例

- (1) 様式1-1 令和5年度弘前市除排雪業務指名競争入札等参加資格審査申請書
- (2) 様式1-2 道路除排雪業務申請車両(作業重機)
- (3) 様式1-3 道路除排雪業務申請車両(排雪運搬車両)
- (4) 様式2 凍結抑制剤散布業務申請車両
- (5) 様式3-1 道路除排雪業務等実績調書(雪置き場管理業務)
- (6) 様式3-2 雪置き場管理業務申請車両
- (7) 様式4 小路除排雪業務申請車両
- (8) 様式5 排雪運搬車両貸貸借(大型)申請車両(直営用)
- (9) 様式6 排雪運搬車両貸貸借(中型)申請車両(直営用)
- (10) 委託調書(小路排雪業務)
- (11) 委託調書(排雪運搬車両貸貸借(中型・大型))

共通様式記載例

- (1) 様式7 申請記載内容変更届
- (2) 車両写真帳
- (3) 道路除排雪業務改善計画

※. 本要領の表記について

弘前市除排雪業務(略:除排雪業務)とは、下記業務(5業務)の総称です。

- ・道路除排雪業務(一般除雪・歩道除雪・拡幅除雪・追従除雪・運搬排雪・作業指示工種等)
- ・凍結抑制剤散布業務
- ・雪置き場管理業務(悪戸雪置き場・樋の口町雪置き場・町田雪置き場・堀越雪置き場)
- ・小路除排雪業務
- ・排雪運搬車両貸貸借(中型・大型)

はじめに

令和5年度弘前市除排雪業務に係る指名競争入札等の参加資格審査についての申請を受け付けます。業務内容については、弘前市ホームページの「令和4年度弘前市除排雪計画」を確認して下さい。

○ホームページ URL : <http://www.city.hirosaki.aomori.jp/kurashi/josetsu/keikaku.html>

※弘前市除排雪計画の内容については、変更になる可能性があります。

(1) 申請資格

- 1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。
- 2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年以内で市長が定める期間を経過しない者に該当しない者であること。
- 3) 申請に際し、申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者でないこと。
- 4) 申請日時点において、直前2年度の各年度における市税に未納がないこと。
- 5) 申請日時点において、法人税(申告所得税)、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- 6) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)に加入していること。(当該保険の適用を受けない事業所の場合を除く)
- 7) 申請日時点において、令和5・6年度弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合、弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていない者。
- 8) 弘前市に所在地を置いていること。
- 9) 令和4年度道路除排雪業務において、成績評定点50点未満でないこと。
- 10) 令和3年度道路除排雪業務と令和4年度道路除排雪業務において、成績評定点50点以上65点未満でないこと。
- 11) 令和4年度道路除排雪業務において、成績評定点65点未満の代表者及び構成員については、申請時に道路除排雪業務改善計画を提出し、承認を得ること。

(2) 提出先

〒036-8279
青森県弘前市大字茜町二丁目5番地1
弘前市 建設部 道路維持課 雪対策室 雪対策係
電話:0172-32-8555

(3) 提出方法

郵送、宅配等により提出してください。(配達記録が手元に残る方法に限ります。)

(4) 受付期間

令和5年9月21日(木)～令和5年10月6日(金)まで(必着)

※受付締切日間は申請が集中することが予想されますので、早めの提出にご協力をお願いします。
なお、受付期限後は受付いたしません。

(5) 書類の有効期限

提出日より令和6年4月30日まで

(6) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、申請者にFAXで通知します。

(7) 提出書類

提出書類一覧表を参照してください。

① 令和5年度弘前市除排雪業務指名競争入札等参加資格審査申請書

(手引き P30 11.提出書類一覧表参照)

② 財務諸表類の写し

法人:直近2期分の貸借対照表と損益計算書の写し

個人:令和3・4年度の確定申告書、青色申告決算書又は、収支内訳書の写し

※ただし、昨年度受注者が申請する場合、令和3年度分を省略できます。

③ 登記簿謄本の写し(申請日3か月以内に発行されたもの)

法人:登記簿謄本又は、履歴(現在)事項全部証明書

個人:令和4年度営業証明書

※ただし、令和4年度営業証明書が発行できない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書(控)の写し

④ 納税証明書の写し(申請日3か月以内に発行されたもの)

1) 国税の未納のない証明

法人:法人税と消費税及び地方消費税(納税証明書[様式その3の3または、その3])

個人:申告所得税と消費税及び地方消費税(納税証明書[様式その3の2または、その3])

2) 納税証明書(市税) 市税の令和3・4年度分

法人:法人市民税と固定資産税

個人:市県民税と固定資産税(いずれも非課税の場合は所得課税証明書を提出してください。)

※ただし、昨年度受注者が申請する場合、令和3年度分を省略できます。

※1) 共同企業体の場合は、代表者及び構成員全者分を提出してください。

※2) 令和5・6年度弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、上記②～④の提出を省略できます。

(8) 提出後の変更

申請書提出後、申請書及び添付書類等の内容に変更があったときは、必ずその都度において、申請記載内容変更届(様式 7)を提出してください。

注意事項

- 1) 文字は楷書ではっきりと記載してください。
- 2) 所定の記入欄に記入しきれない場合は、適宜別紙を添付してください。申請書及び添付書類に不備がある場合は、受け付けませんのでご注意ください。
- 3) 弘前市で実施の道路除排雪業務における成績評定点について、前年度50点未満となった構成員については、道路除排雪業務の申請を受け付けません。ただし、複数工区の構成員となっている場合、50点未満の除雪工区について受け付けませんが、その他の除雪工区において同一構成員が50点以上である場合は参加を受け付けます。また、代表者においても前年度50点未満であった場合は、すべての除雪工区の代表者としての申請を受け付けません。ただし、構成員としての参加は受け付けます。
- 4) 令和4年度道路除排雪業務において、成績評定点65点未満の代表者及び構成員については、申請時に道路除排雪業務改善計画の提出を条件に申請を受け付けます。
- 5) 共同企業体協定書の作成にあたっては、企業体内での協議をもとに業務内容や受注内訳などの必要な事項を定めて、業務執行上の透明性や信頼性が確保できるよう留意してください。
- 6) 雪置き場管理業務における確認事項として、道路除排雪業務の履行実績を求めています。道路除排雪業務における一般除雪を含む全ての作業（歩道除雪・運搬排雪作業など）を履行実績として認めます。
- 7) データによる提出をお願いします。（CD、E-mail 等）
【共同企業体申請】 提出書類一覧(P30)を参照してください。
【単 独 申 請】 提出書類一覧(P30)を参照してください。
道路維持課 E-mail: douro_iji@city.hirosaki.lg.jp

1. 道路除排雪業務

共同企業体申請／単独申請

1) 道路除排雪業務について

- ① 一般除雪と歩道除雪に使用する除雪機械については、国、県又は他市町村の除排雪業務に使用してはならない。ただし、申請を受け付けた除雪機械については、条件により重複を認める。
- ② 大型特殊車両を運転するオペレーターは、大型特殊免許証を保有し、車両系建設機械運転技能講習を修了していること。
- ③ 雪道巡回の実施体制を確保し、気象条件や路面状況等に応じた適切な出動判断ができること。

2) 契約について:共同企業体申請

- ① 共同企業体の代表者は、他共同企業体の代表者を兼ねる事ができない。
- ② 同一共同企業体は、複数工区の契約はできない。
- ③ 構成員としての制限はない。

3) 契約について:単独申請

- ① 複数工区の契約はできない。

4) 構成員について

- ① 除雪機械(除雪グレーダ・除雪ドーザ・大型ロータリ除雪車・小型ロータリ除雪車・小型ロータリ除雪機・バックホウ・タイヤショベル)を所有し、または借り受けて申請、使用するものは構成員となること。
- ② 排雪運搬車両(大型、中型、小型)を所有し、または借り受けて申請、使用するものは構成員としない。

5) 一般除雪について (必要台数は工区編成表<P25>を参照)

- ① 主要幹線道路・幹線道路の一般除雪については、3.1m以上の除雪グレーダ又は11t以上の除雪ドーザを必要台数分確保できること。
- ② 準幹線道路・生活道路の一般除雪については、5t～8t級の除雪ドーザを必要台数分確保できること。
※ただし、5t級については補助機械とし、8t級での除雪が可能な路線について使用しないこと。
- ③ 除雪19工区の除雪機械については大型ロータリ除雪車(130PS 以上かつ最大除雪幅 220cm 以上) 1台以上及び8t以上の除雪ドーザを1台以上確保できること。
- ④ 除雪6工区及び除雪9工区については、市が使用路線を指定し、市所有の除雪グレーダを貸出すものとする。

6) 歩道除雪について (必要台数は工区編成表<P25>を参照)

- ① 小型ロータリ除雪車(80PS 以上かつ最大除雪幅 220cm 未満)を必要台数分確保できること。
- ② 小型ロータリ除雪機(クローラ・ハンド ガイド 型 10PS 級以上)を必要台数分確保できること。

7) 拡幅除雪・追従除雪について

- ① 大型ロータリ除雪車(130PS 以上かつ最大除雪幅 220cm 以上)を1台以上確保できること。
- ② 小型ロータリ除雪車(80PS 以上かつ最大除雪幅 220cm 未満)を1台以上確保できること。
- ③ 8t以上の除雪ドーザまたは3.1m以上の除雪グレーダを確保できること。
- ④ 除雪19工区は大型ロータリ除雪車(130PS 以上かつ最大除雪幅 220cm 以上)を1台以上確保できること。

8) 運搬排雪について

- ① 全工区について、中型ダンプトラック(積載重量 4t積み)を確保できること。
- ② 除雪19工区を除き、大型ダンプトラック(積載重量 10t積み)を確保できること。

9) 作業指示工種(交差点排雪・雪山排雪)について

- ① バックホウ 0.28 m³(ホイール式)、タイヤショベル 8t 級、タイヤショベル 5t 級のいずれか 1 台以上確保できること。また、全て確保できる場合は全て申請すること。

10) 作業指示工種(小路除排雪:除雪 2・7・8 工区)について

- ① バックホウ 0.28 m³(ホイール式)、タイヤショベル 8t 級、タイヤショベル 5t 級を確保できること。また、排雪運搬車両として中型ダンプトラック(積載重量 4t 積み)及び、小型ダンプトラック(積載重量 2t 積み)を確保できること。
- ② 作業内容によっては小型ショベル(小型特殊機械)、バックホウ 0.10 m³、小型ロータリ除雪機については使用を認めるが、あくまでも補助機械として取り扱うため、小型ショベル、バックホウ 0.10 m³、小型ロータリ除雪機のそれぞれの申請は不要とする。

11) 工区専用雪置き場管理(除雪 4・7・11・12・13・14 工区)について

- ① 本申請において、工区専用雪置き場管理用に使用する除雪機械の申請は不要とするが、使用時は、工区編成表を参照し適正な管理体制を整えること。

12) 除排雪業務の申請車両について

- ① 道路除排雪業務に使用する全ての車両について、参加資格申請時に自動車検査証(写し)を添付すること。
- ② 道路除排雪業務に使用する車両について、参加資格申請時に車両の写真を添付すること。
- ③ 契約相手方として決定した際は、その決定日の翌日から起算して7日までに市で指示した条件(対人無制限、対物 1,000 万円以上、*小型ロータリ除雪機(ハンドガイド式)については、対人 1 億円以上、対物 1,000 万円以上)の任意保険に加入すること。

③については申請時の提出は不要とする。

13) 道路除排雪業務の申請車両区分について

- ① 幹線道路(主要幹線道路・幹線道路)と一般道路(準幹線道路・生活道路)を同一機械で除雪してはならない。ただし、ブレード幅 3.1m以上の除雪グレーダ又は、11t級以上の除雪ドーザを一般道路(準幹線道路・生活道路)に使用できる。
- ② サイドシャッター装置付きプラウを装着した除雪ドーザを使用する場合は、道路除排雪業務申請車両(様式3-1)の諸元欄へサイドシャッターと記載すること。
- ③ 幹線歩道と、一般歩道を同一機械で除雪してはならない。

14) 申請車両の重複について

- ① 一般除雪で使用する除雪グレーダ及び除雪ドーザは、一般除雪において他工区と重複してはならない。
- ② 歩道除雪で使用する小型ロータリ除雪車及び小型ロータリ除雪機は、歩道除雪において他工区と重複してはならない。
- ③ 道路除排雪業務についての使用機械は、雪置き場管理業務と重複してはならない。

15) 申請車両の同一工区の重複使用について

- ① 除雪機械は、同一工区の下記工種に使用する場合において、重複できることとする。
 - (1)除雪グレーダ及び除雪ドーザは、一般除雪・拡幅除雪・運搬排雪・交差点排雪及び工区専用雪置き場管理と重複できる。ただし、一般除雪を最優先とする。
 - (2)小型ロータリ除雪車は、歩道除雪・拡幅除雪・運搬排雪・追従除雪及び工区専用雪置き場管理と重複できる。但し、歩道除雪を最優先とする。
 - (3)大型ロータリ除雪車は、拡幅除雪・運搬排雪・追従除雪及び工区専用雪置き場管理と重複できる。
 - (4)除雪2・7・8工区の小路除排雪に使用するタイヤショベル 8t 級または、タイヤショベル 5t級は、運搬排雪・交差点排雪・雪山処理と重複できる。
 - (5)除雪2・7・8工区の小路除排雪に使用する排雪運搬車両は、運搬排雪・交差点排雪・雪山処理と重複できる。

16) 申請車両の他工区との重複使用について

- ① 除雪機械は、他工区の下記工種に使用する場合において、重複できることとする。
 - (1) 自工区の歩道除雪に使用する小型ロータリ除雪車は、他工区の歩道除雪に使用することを認めないが、拡幅除雪・運搬排雪・追従除雪と重複できる。但し、自工区の歩道除雪を最優先とする。
 - (2) 大型ロータリ除雪車は、拡幅除雪・運搬排雪・追従除雪と重複できる。

17) 排雪運搬車両について

- ① 道路除排雪業務において、排雪運搬車両は有償運送許可車で補助枠付であること。
- ② 有償運送許可は、弘前市除排雪業務のみ有効であること。
- ③ 補助枠の使用は、弘前市除排雪業務に限る。
- ④ 排雪運搬車両は、弘前市除排雪業務で申請した業務と重複できる。
- ⑤ 民間駐車場の排雪及び土砂運搬等に使用する場合は、補助枠を取り外すこと。
- ⑥ 「白ナンバー」の有償運送許可については、寒冷地の除排雪における特例であることから、「緑ナンバー」を優先使用すること。

18) 市所有の除雪機械の貸し出しについて

- ① 除雪6工区及び、除雪9工区の一一般除雪路線のうち、市が指定した路線については、市所有の除雪グレーダを各々1台、貸付けることとする。ただし、指定路線以外にも一般除雪作業において使用したい場合は、市と協議すること。又、自工区内においては、運搬排雪及び拡幅除雪に使用できることとする。
- ② 貸出し除雪機械については、借用時に使用及び管理等に必要な事項を示すこととする。

19) 共同企業体代表について

- ① 共同企業体の代表者は、責任をもって業務を統括すること。

20) 業務責任者について

- ① 道路除排雪業務については、公共工事における主任技術者に相当する業務責任者を必ず配置し、作業現場に出動できる者とする事。
- ② 業務責任者は、携帯電話を必携し、必ず連絡が取れるようにすること。
- ③ 業務責任者は、道路除排雪業務・凍結抑制剤散布業務及び、雪置き場管理業務の兼務はできない。

21) その他

- ① 拡幅除雪、運搬排雪、追従除雪に使用するロータリ除雪車については業務報告書提出の際にチャート紙の原本を添付すること。

2. 凍結抑制剤散布業務

共同企業体申請／単独申請

1) 契約について

- ① 共同企業体・単独ともに、契約する工区に制限はない。

2) 凍結抑制剤散布業務について (必要台数は工区編成表<P27>を参照)

- ① 自走式凍結抑制剤散布車または、車載式凍結抑制剤散布機 (搭載車両含む。) を必要台数分確保できること。(両車両とも乾式散布方式とする)
- ② 業務終了後凍結抑制剤搬出の為、クレーン装置付きトラック (4t 積み) を郊外・市街地でそれぞれ1台以上確保できること。
- ③ 雪道巡回の実施体制を確保し、気象条件や路面状況等に応じた適切な出動判断ができること。

3) 申請車両の重複について

- ① 凍結抑制剤散布業務で申請する散布車両は、他工区及び他地区と重複できない。

4) 凍結抑制剤散布業務の申請車両について

- ① 凍結抑制剤散布業務に使用する全ての車両について、参加資格申請時に自動車検査証 (写し) を添付すること。
- ② 弘前市除排雪業務に使用する車両について、参加資格申請時に車両の写真を添付すること。
- ③ 契約相手方として決定した際は、その決定日の翌日から起算して7日までに市で指示した条件 (対人無制限、対物 1,000 万円以上) の任意保険に加入すること。

③については申請時の提出は不要とする。

5) 共同企業体代表について

- ① 共同企業体の代表者は、責任をもって業務を統括すること。

6) 業務責任者について

- ① 凍結抑制剤散布業務については、公共工事における主任技術者に相当する業務責任者を必ず配置し、作業現場に出動できる者とする事。
- ② 業務責任者は携帯電話を必携し、必ず連絡が取れるようにすること。
- ③ 業務責任者は、道路除排雪業務・凍結抑制剤散布業務及び、雪置き場管理業務の兼務はできない。

3. 雪置き場管理業務

共通事項 共同企業体申請／単独申請

1) 雪置き場管理業務について

- ① 雪置き場管理業務へ申請する共同企業体の代表者は、令和5・6年度弘前市指名競争入札参加資格者名簿において「土木工事一式」に登録されていること。
- ② 雪置き場管理業務へ単独申請する場合は、令和5・6年度弘前市指名競争入札参加資格者名簿において「土木工事一式」に登録されていること。
- ③ 代表及び全ての構成員は、過去10年以内に道路除排雪業務（一般除雪・歩道除雪・拡幅除雪・追従除雪・運搬排雪・雪山排雪・交差点排雪等）及び、小路除排雪業務の履行実績があること。または、過去10年以内に雪置き場管理業務の履行実績があること。
- ④ 大型特殊車両を運転するオペレーターは、大型特殊免許証を保有し、車両系建設機械運転技能講習を修了していること。

2) 契約について

- ① 共同企業体・単独ともに、契約する雪置き場管理箇所には制限はない。

3) 悪戸、樋の口町、町田、堀越について（必要台数は工区編成表<P27>を参照）

- ① 11t以上の除雪ドーザ、16t以上のブルドーザ、バックホウ 0.80 m³、小型ダンプ（積載重量 2t 積み）等の機械を必要台数分確保できること。

4) 申請車両の重複について

- ① 雪置き場管理業務についての使用機械は、悪戸・樋の口町・町田・堀越雪置き場と重複してはならない。
- ② 雪置き場管理業務についての使用機械は、道路除排雪業務と重複してはならない。

5) 雪置き場管理の申請車両について

- ① 雪置き場管理業務に使用する全ての車両について、参加資格申請時に自動車検査証(写し)を添付すること。
- ② 雪置き場管理業務に使用するブルドーザ・バックホウについては、特定(定期)自主検査記録表(写)を添付すること。
- ③ 弘前市除排雪業務に使用する車両について、参加資格申請時に車両の写真を添付すること。
- ④ 契約相手方として決定した際は、その決定日の翌日から起算して7日までに市で指示した条件(対人無制限、対物1,000万円以上、)の任意保険に加入すること。

④については申請時の提出は不要とする。

6) 共同企業体代表について

- ① 共同企業体の代表者は、責任をもって業務を統括すること。

7) 業務責任者について

- ① 雪置き場管理業務については、2級以上の土木施工管理技士、もしくは2級以上の建設機械施工技士の資格を所有した者を業務責任者として常駐させ、必ず作業現場に出動できることを条件とする。また、管理地から離れる際に連絡がとれる体制を整えること。
- ② 業務における業務責任者は携帯電話を必携し、必ず連絡が取れるようにすること。
- ③ 業務責任者は、道路除排雪業務・凍結抑制剤散布業務及び、雪置き場管理業務の兼務はできない。

4. 小路除排雪業務

1) 小路除排雪業務について

- ① 大型特殊車両を運転するオペレーターは、大型特殊免許証を保有し、車両系建設機械運転技能講習を修了していること。

2) 小路除排雪業務について

- ① タイヤショベル 8t 級、タイヤショベル 5t 級を 1 台以上確保できること。
- ② 排雪運搬車両として中型ダンプトラック(積載重量 4t 積み)、小型ダンプトラック(積載重量 2t 積み)を合計 5 台以上確保できること。
- ③ 作業内容によって、小型ショベル(小型特殊機械)、バックホウ 0.28 m³(ホイール式)、バックホウ 0.10 m³、小型ロータリ除雪機については使用を認めるが、あくまでも補助機械として取り扱うため、小型ショベル、バックホウ、小型ロータリ除雪機それぞれの申請は不要とする。

3) 申請車両の重複について

- ① 申請者間でのタイヤショベル 8t 級、5t 級の重複はできない。

4) 排雪運搬車両について

- ① 小路除排雪業務において、排雪運搬車両は有償運送許可車で補助枠付であること。
- ② 有償運送許可は、弘前市除排雪業務のみ有効であること。
- ③ 補助枠の使用は、弘前市除排雪業務に限る。
- ④ 排雪運搬車両は、弘前市除排雪業務で申請した業務と重複できる。
- ⑤ 民間駐車場の排雪及び土砂運搬等に使用の場合は、補助枠を取り外すこと。
- ⑥ 「白ナンバー」の有償運送許可については、寒冷地の除排雪における特例であることから、「緑ナンバー」を優先使用すること。
- ⑦ 排雪運搬車両は、業務申請者間で重複できない。

5) 小路除排雪業務の申請車両について

- ① 小路除排雪業務に使用する全ての車両について、参加資格申請時に自動車検査証(写し)を添付すること。
- ② 小路除排雪業務に使用するバックホウについては、特定(定期)自主検査記録表(写)を添付すること。
- ③ 弘前市除排雪業務に使用する車両について、参加資格申請時に車両の写真を添付すること。
- ④ 契約相手方として決定した際は、その決定日の翌日から起算して7日までに市で指示した条件(対人無制限、対物1,000万円以上、※小型ロータリ除雪機(ハンドガイド式)については、対人1億円以上、対物1,000万円以上)の任意保険に加入すること。

④については申請時の提出は不要とする。

5. 排雪運搬車両賃貸借(大型ダンプトラック)

1) 契約について

- ① 申請者同士の排雪運搬車両の重複はできない。

2) 排雪運搬車両賃貸借(大型:積載重量 10+積み)について

- ① 大型ダンプトラック(緑ナンバーに限る)を確保していること。
- ② 自動車検査証において、使用者の住所が弘前市内であること。
- ③ 排雪運搬車両賃貸借の申請車両は、弘前市除排雪業務で申請した業務と重複できる。
- ④ 補助枠の使用は、弘前市除排雪業務に限る。

6. 排雪運搬車両賃貸借(中型ダンプトラック)

1) 契約について

- ① 申請者同士での排雪運搬車両の重複はできない。

2) 排雪運搬車両賃貸借(中型:積載重量 4+積み)について

- ① 中型ダンプトラックを確保していること。
- ② 自動車検査証において、使用者の住所が弘前市内であること。
- ③ 排雪運搬車両賃貸借の申請車両は、弘前市除排雪業務で申請した業務と重複できる。
- ④ 有償運送許可は、弘前市除排雪業務のみ有効であること。
- ⑤ 補助枠の使用は、弘前市除排雪業務に限る。
- ⑥ 「白ナンバー」の有償運送許可については、寒冷地の除排雪における特例であることから、「緑ナンバー」を優先使用すること。
- ⑦ 排雪運搬車両は、業務申請者間で重複できない。

3) 排雪運搬車両(大型・中型)の申請車両について

- ① 自動車検査証は、電子化されていない自動車車検証の場合はその写しを、電子化された自動車車検証の場合は自動車車検証記録事項を添付すること。
- ② 自動車検査証において、使用者の住所が弘前市内であること。
- ③ 契約相手方として決定した際は、その決定日の翌日から起算して7日までに市で指示した条件(対人無制限、対物 1,000 万円以上)の任意保険に加入すること。
- ④ 自家用自動車の有償運送の許可にあたり、申請者は使用者及び運転者に対して、当該自動車を有償あるいは業として旅客運送の用に供しないことについて及び、事故防止対策について十分な教育指導を行うこと。

③については申請時の提出は不要とする。

7. 申請書への記載方法

申請書の記載については、下記の注意事項のほか、申請様式記載例を参照してください。

(1) 共同企業体申請

1) 令和5年度弘前市除排雪業務指名競争入札等参加資格審査申請書（様式1-1:共同企業体申請用）

- ① 共同企業体名には結成した共同企業体の名称を記入してください。
- ② 代表者所在地欄には、代表会社の郵便番号及び所在地を記入してください。
- ③ 商号又は名称欄には、代表会社について（支店・営業所がつく場合は全て）記入してください。
- ④ 代表者職氏名については、代表会社についての代表者の役職及び氏名を、代表者が複数いる場合は当該契約における代表者を1名選出し、記入の上、当該契約に使用する印鑑（委任状に押印しているもの）を押印してください。
- ⑤ 共同企業体の名簿を添付してください。（様式1-2）
- ⑥ TEL及びFAX欄には、代表会社の連絡の取れる番号を記入してください。
- ⑦ 事務担当者氏名欄には、業務責任者等の現場担当者ではなく、当該申請の内容を把握している者の氏名を記入してください。
- ⑧ 携帯電話番号欄には、事務担当者の携帯電話番号を記入してください。
- ⑨ 希望する除排雪区分欄の数字部分に○を付けて必要事項を記入してください。

2) 委任状（様式1-3:共同企業体申請用）

- ① 共同企業体の名称を記入してください。
- ② 代表者を最上段にし、各構成員全員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入し代表者印を押印してください。
- ③ 受任者欄には代表者（幹事会社）の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入してください。
- ④ 受任者印鑑欄には入札等で使用する受任者の印鑑を押印してください。

3) 道路除排雪業務申請車両（様式1-4・1-5:共同企業体申請用）

- ① 番号欄は1からの連続した数字を使用台数分記入してください。
- ② 全工区において排雪運搬車両の必要台数は設けていませんが、有償運送許可及び補助枠等の申請が必要となる場合がありますので、工区内で使用する排雪運搬車両について様式1-5（共同企業体申請用）を提出してください。

4) 凍結抑制剤散布業務申請車両（様式2:共同企業体申請用）

- ① 番号欄は1からの連続した数字を使用台数分記入してください。
- ② 機械種別欄には「自走式」もしくは「車載式」と記入してください。
- ③ 散布剤送出方式欄には「自然流下式」もしくは「ベルトコンベア式」と記入してください。
- ④ 「車載式」については、搭載車両も申請してください。

5) 道路除排雪業務等実績調書(様式3-1:共同企業体申請用)

- ① 雪置き場管理業務の申請については、道路除排雪業務等実績調書を添付してください。
- ② 過去10年以内の道路除排雪業務、小路除排雪業務及び、雪置き場管理業務の履行実績を記入してください。

6) 雪置き場管理業務申請車両(様式3-2:共同企業体申請用)

- ① 番号欄は1からの連続した数字を使用台数分記入してください。

7) 申請記載内容変更届(様式7:共通)

- ① 共同企業体名、所在地、商号又は名称、代表者職氏名欄には必要事項を記入してください。
- ② 書類作成については構成員単位で記入してください。

(2) 単独申請

1) 令和5年度弘前市除雪業務指名競争入札等参加資格審査申請書(様式1-1:単独申請用)

- ① 所在地欄には郵便番号及び所在地を記入してください。
- ② 商号又は名称欄には、申請者(支店・営業所がつく場合は全て)記入してください。
- ③ 代表者職氏名欄には、代表者の役職及び氏名を、代表者が複数いる場合は当該契約における代表者を1名選出し、記入のうえ代表者印を押印してください。
- ④ TEL及びFAX欄には、申請者の連絡の取れる番号を記入してください。
- ⑤ 事務担当者氏名欄には、業務責任者等の現場担当者ではなく、当該申請の内容を把握している者の氏名を記入してください。
- ⑥ 携帯電話番号欄には、事務担当者の携帯電話番号を記入してください。
- ⑦ 希望する除排雪業務区分欄の数字部分に○を付けて必要事項を記入してください。

2) 道路除排雪業務申請車両等(様式1-2・1-3:単独申請用)

- ① 番号欄は1からの連続した数字を使用台数分記入してください。
- ② 全工区において排雪運搬車両の必要台数は設けていませんが、有償運送許可及び補助枠等の申請が必要となる場合がありますので、工区内で使用する排雪運搬車両について、様式1-3(単独申請用)を提出してください。

3)凍結抑制剤散布業務申請車両（様式2:単独申請用）

- ① 番号欄は1からの連続した数字を使用台数分記入してください。
- ② 機械種別欄には「自走式」もしくは「車載式」と記入してください。
- ③ 散布剤送出方式欄には「自然流下式」もしくは「ベルトコンベア式」と記入してください。
- ④ 「車載式」については、搭載車両も申請してください。

4)道路除排雪業務等実績調書（様式3-1:単独申請用）

- ① 雪置き場管理業務の申請については、道路除排雪業務等実績調書を添付してください。
- ② 過去10年以内の道路除排雪業務、小路除排雪業務及び、雪置き場管理業務の履行実績を記入してください。

5)雪置き場管理業務申請車両（様式3-2:単独申請用）

- ① 番号欄は1からの連続した数字を使用台数分記入してください。

6)小路除排雪業務申請車両（様式4:単独申請用）

- ① 番号欄は1からの連続した数字を使用台数分記入してください。

7)排雪運搬車両賃貸借(大型)申請車両(直営用)（様式5:単独申請用）

- ① 上記車両は、小路除排雪業務申請車両と共用できます。

8)排雪運搬車両賃貸借(中型)申請車両(直営用)（様式6:単独申請用）

- ① 上記車両は、小路除排雪業務申請車両と共用できます。

(3) 共通様式

1) 申請記載内容変更届 (様式7: 共通)

- ① 所在地、商号又は名称、代表者職氏名欄に必要事項を記入してください。
- ② 書類作成については構成員単位で記入してください。

2) 車両写真帳

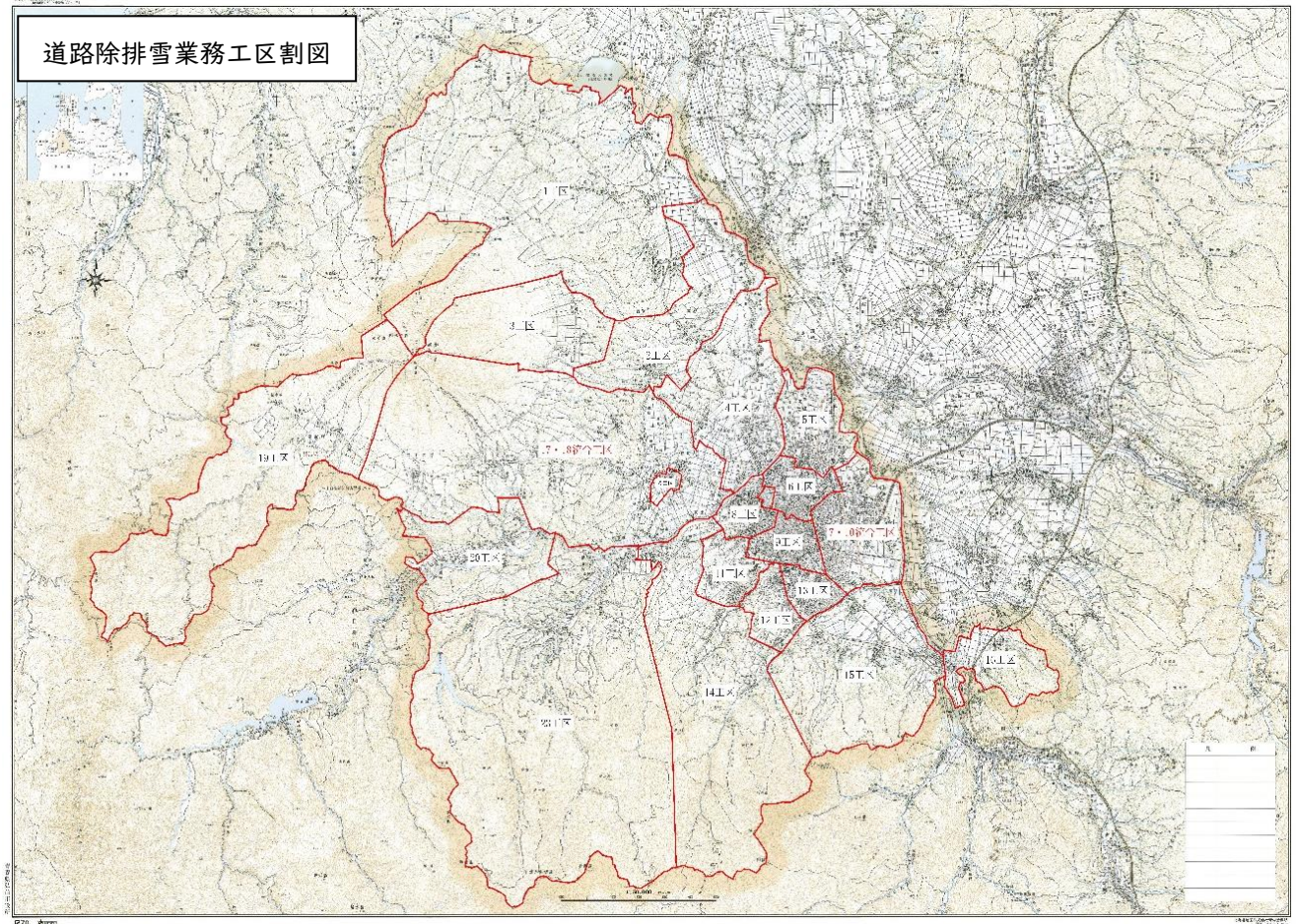
- ① 申請機械、車両の正面、側面、後方(車両番号)について撮影してください。
- ② コメント欄には、機械、車両等の種別、車両番号、撮影方向(正面、側面、後方)を記載してください。

3) 道路除排雪業務改善計画

- ① 令和4年度道路除排雪業務において、成績評定点が50点以上65点未満の代表者及び構成員が申請する場合は、当様式に必要事項を記入し、提出してください。
- ② 現状課題については、業務結果(成績評定)通知書にあわせて送付された『項目別評定表』に記載してある減点箇所を確認し、申請様式記載例を参考に記入してください。
- ③ 改善点については、具体的な改善内容を記入してください。
- ④ 計画内容については、業務改善におけた具体的な実施内容を記入してください。

8. 位置図

(1) 道路除排雪業務



※1 除排雪体制

- ・委託 18 工区及び直営 2 工区とする。

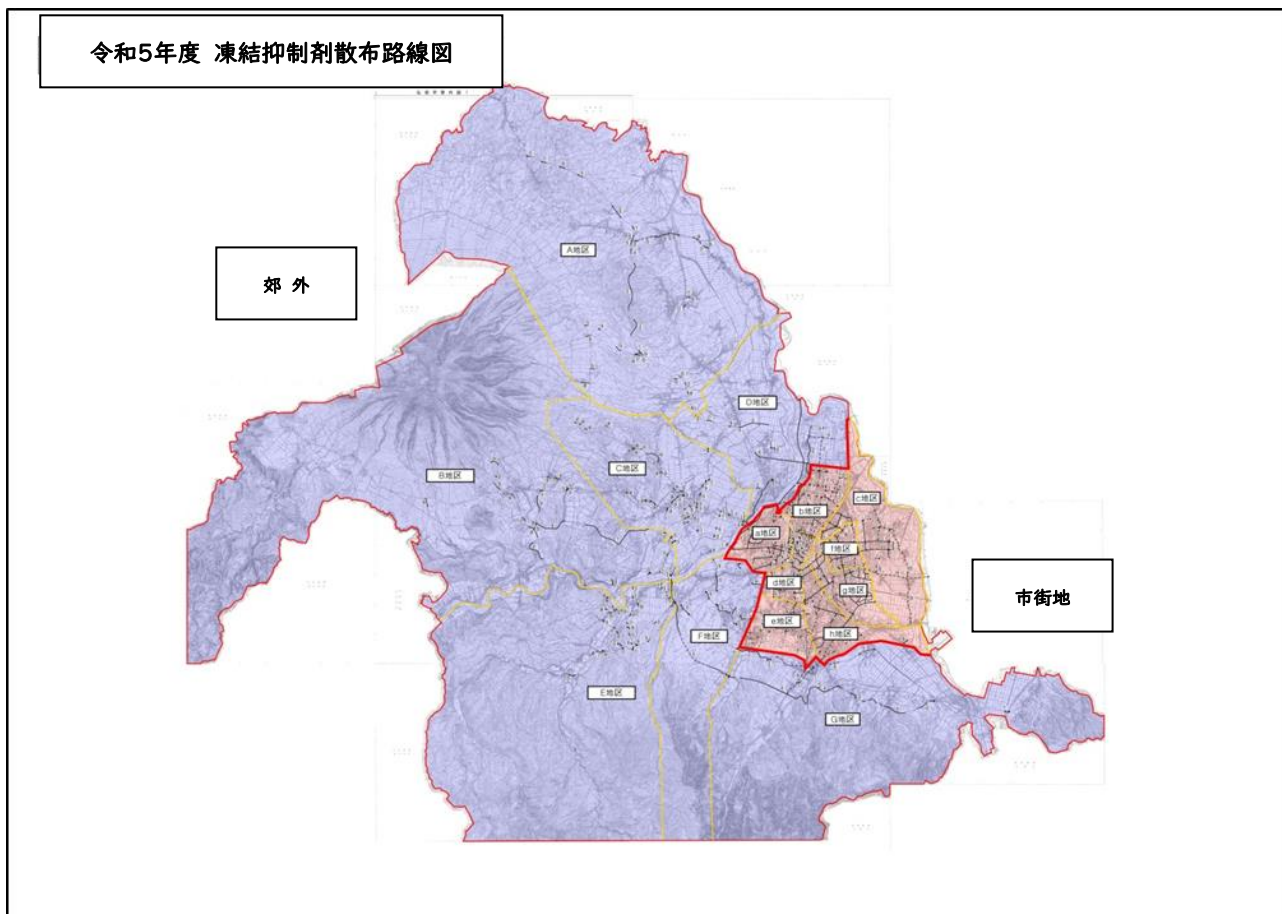
※2 地域除雪窓口(4 箇所)

- ・除雪 7 工区に設置する。
- ・除雪 17 工区に設置する。
- ・除雪 1 工区・除雪 2 工区を対象とする地域除雪窓口を設置する。
- ・除雪 5 工区・除雪 6 工区を対象とする地域除雪窓口を設置する。

※ 市所有除雪機械貸し出し

- ・除雪 6 工区(4.0m 級)及び除雪 9 工区(3.7m 級)については、市が指定した路線について市所有の除雪グレーダを貸出すこととする。

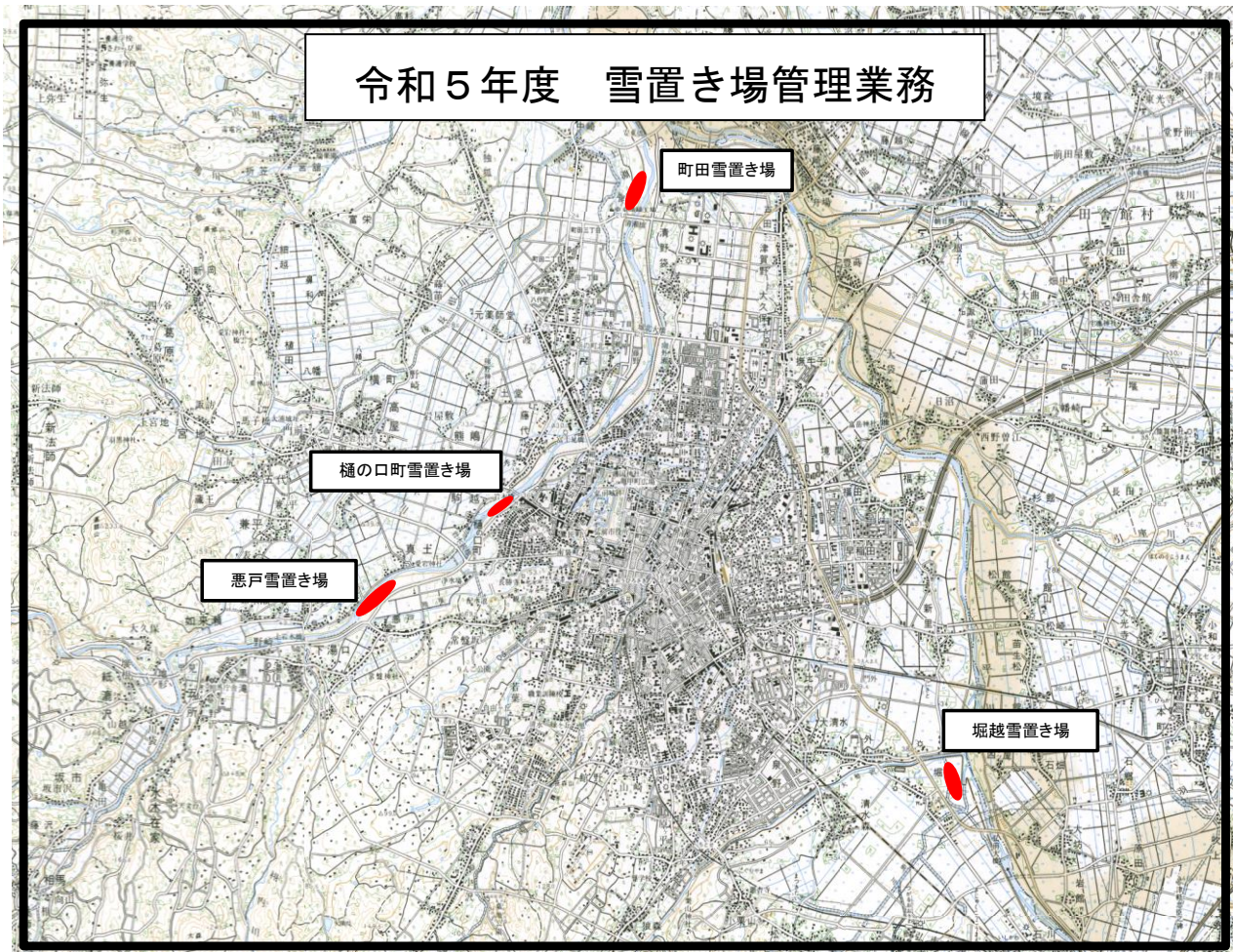
(2) 凍結抑制剤散布業務



※1 令和5年度は、郊外(A地区～G地区:7地区)及び、市街地(a地区～h地区:8地区)で凍結抑制剤散布業務を実施する。

※2 凍結抑制剤収納箱の散布材の袋詰め、収納箱内への補充を実施する。
(旧弘前市箇所 134箇所・旧岩木町 15箇所・旧相馬村 9箇所)

(3) 雪置き場管理業務



※1 令和5年度は、悪戸雪置き場・樋の口町雪置き場・町田雪置き場、堀越雪置き場の4箇所で業務を実施する。

9. 工区編成表(除雪機械等必要台数一覧)

(1) 道路除排雪業務(一般除雪・歩道除雪)

各工区の必要台数は、令和4年度の実績より台数を設定しています。

① 除雪機械必要台数は、申請上の最低必要台数です。上限について設定しておりません。

令和5年度 除雪機械必要台数一覧表(道路除排雪業務)

令和5年度除雪工区		一般除雪						歩道除雪					
		①主要幹線・幹線		②準幹線・生活道路		工区計		歩道除雪 (小型ロータリ)		歩道除雪 (パッドカイト)		工区計	
		延長(km)	必要台数	延長(km)	必要台数	延長(km)	必要台数	延長(km)	必要台数	延長(km)	必要台数	延長(km)	必要台数
1	十腰内～大森～鬼沢	23.31	4	57.14	9	80.45	13						
2	種市～高杉～中別所	11.99	1	29.44	5	41.43	6						
3	弥生地区			12.81	3	12.81	3						
4	大川～独狐～浜の町	15.15	3	55.08	9	70.23	12	2.44	1	2.29	1	4.73	2
5	清野袋～撫牛子～宮園	14.87	2	44.47	7	59.34	9	17.05	6	4.58	2	21.63	8
6	堅田～城北～代官町	14.40	2	53.43	11	67.83	13	12.07	3	3.30	3	15.37	6
7	福村～早稲田～城東 新里～堀越～小比内	31.48	5	86.78	13	118.26	18	27.00	7	12.83	5	39.83	12
8	和田町～城西～茂森新町	8.31	2	38.94	9	47.25	11	3.80	1	4.02	2	7.82	3
9	駅前～富田～樹木	4.37	1	51.20	10	55.57	11	1.99	1	5.78	3	7.77	4
11	常盤坂～大開～桜ヶ丘	6.42	1	41.39	9	47.81	10	4.05	2			4.05	2
12	城南～山崎～狼森	6.59	1	44.44	8	51.03	9			2.41	1	2.41	1
13	清原～松原東～泉野	6.43	1	43.81	7	50.24	8	10.91	3	3.50	2	14.41	5
14	一野渡～小沢	16.74	2	28.22	4	44.96	6						
15	堀越～小栗山～大沢	13.30	2	31.43	6	44.73	8						
16	薬師堂～石川(一部)	0.00	0	14.08	2	14.08	2						
17	岩木地区(平野部) 岩木地区(山間部Ⅰ)	25.92	4	78.89	15	104.81	19						
19	岩木地区(山間部Ⅱ)			5.68	1	5.68	1						
20	東目屋	5.39	1	18.19	3	23.58	4						
委託計		204.67	32	735.42	131	940.09	163	79.31	24	38.71	19	118.02	43

※除雪6工区において、20.43km(主要幹線・幹線) - 6.03km(貸付機械延長) = 14.40km(除雪機械必要台数対象距離)としています。

※除雪9工区において、8.46km(主要幹線・幹線) - 4.09km(貸付機械延長) = 4.37km(除雪機械必要台数対象距離)としています。

※除雪19工区において、②準幹線・生活道路は、除雪ドーザ+大型ロータリの組み合わせとなります。

① 一般除雪	幹線道路	除雪ブレード(ブレード幅3.1m以上)、除雪ドーザ(11t以上)
	一般道路	除雪ドーザ(8t)
② 歩道除雪	幹線道路	小型ロータリ(80PS、最大除雪幅220cm未満)
	一般道路	ハトガイト式除雪機(10PS以上)
③ 拡幅除雪	幹線道路	除雪ドーザ(8t)、大型ロータリ(220PS以上、最大除雪幅220cm以上)
	一般道路	除雪ドーザ(8t)、小型ロータリ(80PS、最大除雪幅220cm未満)
④ 運搬排雪	幹線道路	除雪ドーザ(8t)、大型ロータリ(220PS以上、最大除雪幅220cm以上)、大型ダンプ(10t)
	一般道路	除雪ドーザ(8t)、小型ロータリ(80PS、最大除雪幅220cm未満)、中型ダンプ(4t)
⑤ 追従除雪	幹線道路	大型ロータリ(220PS以上、最大除雪幅220cm以上)
	一般道路	小型ロータリ(80PS、最大除雪幅220cm未満)
⑥ 作業指示工程	交差点排雪	バックホウ(0.28m ³)、タイヤショベル(8t)、タイヤショベル(5t) 大型ダンプ(10t)、中型ダンプ(4t)、小型ダンプ(2t)
	雪山排雪	
	雪置き場管理	
	小路除排雪	

※幹線道路 … 主要幹線・幹線道路

※一般道路 … 準幹線道路・生活道路A・生活道路B・生活道路C

(2) 道路除排雪業務(工区専用雪置き場)

- ① 本申請において、工区専用雪置き場管理用に使用する除雪機械の申請は不要とするが、工区編成表を参照し適正な管理体制を整え使用すること。

施設名	面積 (m ²)	住所	雪置き場管理体制		対象工区		
			除雪ドーザ	ロータリ			
浜の町雪置き場	3,600.9	浜の町東2丁目	除雪ドーザ	1台	4		
早稲田雨水貯留施設	4,442.0	早稲田4丁目	大型ロータリ	1台	7		
			除雪ドーザ	1台			
扇町雨水貯留施設	1,800.0	扇町2丁目	大型ロータリ	1台	7		
			除雪ドーザ	1台			
弘前市墓地公園	800.0	小沢字井沢	除雪ドーザ	1台	11	14	
小沢運動広場(清水地区農村公園)	1,500.0	小沢字御笠見	除雪ドーザ	1台	11	12	14
山崎堤雨水貯留施設	4,115.0	城南4丁目	大型ロータリ	1台	12		
			除雪ドーザ	1台			
大清水雨水貯留施設	3,983.0	大清水4丁目	除雪ドーザ	1台	13		
泉野第3雨水貯留施設	3,036.0	泉野4丁目	小型ロータリ	1台	13		
			除雪ドーザ	1台			

※各施設の管理については、上記表の管理工区としますが、降雪状況により他工区からの雪を搬入する可能性もあります。

(3) 凍結抑制剤散布業務

①必要台数は、申請上の最低必要台数です。上限について設定しておりません。

郊外		散布距離(km)	必要台数(台)	市街地		散布距離(km)	必要台数(台)
A地区	富栄～小友～十面沢	7.26	1	a地区	新寺町～城西	9.81	1
B地区	百沢～新法師	8.27	1	b地区	宮園～青山	9.55	1
C地区	賀田～愛宕	2.85	1	c地区	早稲田～境関	9.96	1
D地区	浜の町～神田	14.73	1	d地区	百石～桔梗野	6.71	1
E地区	五所～紙漉沢	2.86	1	e地区	桜ヶ丘～中野	4.60	1
F地区	悪戸～下湯口	7.19	1	f地区	和徳～城東	7.77	1
G地区	小沢～狼森～石川	11.95	1	g地区	大町～小比内	10.58	1
				h地区	土手町～取上～松原	8.60	1
散布距離 / 散布車必要台数		55.11	7	散布距離 / 散布車必要台数		67.58	8
クレーン装置付きトラック			1	クレーン装置付きトラック			1

※ 散布機械は、郊外及び市街地供に、他地区と重複はできません

(4) 雪置き場管理業務

各雪置き場の必要台数は、平成30年度から令和4年度の実績より台数を設定しています。

①必要台数は、申請上の最低必要台数です。上限について設定しておりません。

②使用機械は、他雪置き場管理業務及び、道路除排雪業務、小路除排雪業務と重複できません。

使用機械	単位	堀越	悪戸	樋の口町	町田	備考
ブルドーザ(16t級以上)	台	1	1	1	1	
除雪ドーザ(11t級以上)	台	4	3	2	2	
ダンプトラック(2t積)	台	1	1	1	1	消雪用
バックホウ(山積0.8m ³)	台	1	1	1	1	消雪用

10. 道路除雪共同企業体協定書（参考）

道路除雪共同企業体協定書（参考）

（目的）

第1条 当共同企業体は、道路除排雪業務を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、
道路除雪業務共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を弘前市大字
に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、その存続期間は1年とする。

ただし、1年を経過しても当企業体に係る業務委託の契約の履行後6箇月を経過するまでの間は、解散する事ができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長する事ができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、業務委託の実施に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務委託料）

第8条 各構成員の業務の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する業務の委託料については、運営委員会で定める。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務委託の履行にあたるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれ分担業務の進捗をはかり、業務委託料の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は 〃〃〃とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務中に発生した共通の経費等については、分担業務の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することは出来ない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が業務を完了する日までは脱退する事ができない。

(業務途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産または解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 〃〃〃者は、上記のとおり 〃〃〃道路除雪共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 〃〃〃通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通は弘前市に提出し、他は各自所持するものとする。

令和 〃 年 〃 月 〃 日

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

11. 提出書類一覧

提出書類		企業体申請			単独申請					
		道路除排雪業務	凍結抑制剤散布業務	雪置き場管理業務	道路除排雪業務	凍結抑制剤散布業務	雪置き場管理業務	小路除排雪業務	運搬排雪車両賃貸	
共同企業体申請	様式1-1	令和5年度弘前市除排雪業務指名競争入札等参加資格審査申請書(共同企業体申請用)	○	○	○					
	様式1-2	共同企業体名簿	○	○	○					
	様式1-3	委任状	○	○	○					
	様式1-4	道路除排雪業務申請車両(作業機械)	○							
	様式1-5	道路除排雪業務申請車両(排雪運搬車両)	○							
	様式2	凍結抑制剤散布業務申請車両		○						
	様式3-1	道路除雪業務等実績調書			○					
	様式3-2	雪置き場管理業務申請車両			○					
		自動車検査証(写)	○	○	○					
		特定自主検査記録表※1	△		○					
	申請車両写真(作業機械)※2	○	○	○						
	道路除雪共同企業体協定書(参考)	○	○	○						
単独申請	様式1-1	令和5年度弘前市除排雪業務指名競争入札等参加資格審査申請書(単独申請用)				○	○	○	○	○
	様式1-2	道路除排雪業務申請車両(作業機械)				○				
	様式1-3	道路除排雪業務申請車両(排雪運搬車両)				○				
	様式2	凍結抑制剤散布業務申請車両					○			
	様式3-1	道路除雪業務等実績調書						○		
	様式3-2	雪置き場管理業務申請車両						○		
	様式4	小路除排雪業務申請車両							○	
	様式5	排雪運搬車両賃貸(大型)申請車両(直管用)								○
	様式6	排雪運搬車両賃貸(中型)申請車両(直管用)								○
		自動車検査証(写)				○	○	○	○	○
	特定自主検査記録表※1				△		○			
	申請車両写真(作業機械)※2				○	○	○	○	○	
	委託調書							○	○	
共通	様式7	申請記載内容変更届	○	○	○	○	○	○	○	○
		道路除排雪業務改善計画※3	△			△				
1	財務諸表類の写し※4.	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	登記簿謄本の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	納税証明書(国税)の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	納税証明書(市税)の写し※5.	○	○	○	○	○	○	○	○	

※1. 【特定自主検査記録表】は、ブルドーザ・バックホウの申請時に必要となります。

※2. 【申請車両写真(作業機械)】について、ダンプトラックの小型・中型・大型の申請車両の写真の添付は不要です。

※3. 【道路除排雪業務改善計画】は、前年度の道路除排雪業務の成績評定点が50点以上65点未満の場合、提出が必要です。

※4. 【財務諸表類の写し】は、新規申請の場合は令和3・4年度分、昨年度受注者が申請する場合は令和4年度分の提出が必要です。

※5. 【納税証明書(市税)の写し】は、新規申請の場合は令和3・4年度分、昨年度受注者が申請する場合は令和4年度分の提出が必要です。

1)令和5・6年度弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、番号1・2・3・4の提出は省略できます。

2)共同企業体申請【様式1-4、様式1-5、様式3-2】及び、単独申請【様式1-2、様式1-3、様式3-2、様式4、様式5、様式6】については、データ(CD、E-mail等)による提出にご協力下さい。

1) 道路除排雪業務

共同企業体申請 及び 単独申請

様式1-4 (共同企業体申請)	道路除排雪業務申請車両 (作業機械)	①自動車検査証(写し) ②申請車両の写真
様式1-2 (単独申請)		・上記①～②については、 <u>参加資格審査申請時において必須書類</u> となります。

様式1-5 (共同企業体申請)	道路除排雪業務申請車両 (排雪運搬車両)	①自動車検査証(写し)
様式1-3 (単独申請)		・上記①については、 <u>参加資格審査申請時において必須書類</u> となります。

2) 凍結抑制剤散布業務

共同企業体申請 及び 単独申請

様式2 (共同企業体申請) (単独申請)	凍結抑制剤散布業務 申請車両	①自動車検査証(写し) ②申請車両の写真
		・上記①～②については、 <u>参加資格審査申請時において必須書類</u> となります。

3) 雪置き場管理業務

共同企業体申請 及び 単独申請

様式3-2 (共同企業体申請) (単独申請)	雪置き場管理業務 申請車両	①自動車検査証(写し) ②特定(定期)自主検査記録表(写し) ③申請車両の写真
		・上記①～③については、 <u>参加資格審査申請時において必須書類</u> となります。

4) 小路除排雪業務

単独申請

様式4	小路除排雪業務申請車両 (排雪運搬車両)	①自動車検査証(写し) ②申請車両の写真(作業機械)
		・上記①～②については、 <u>参加資格審査申請時において必須書類</u> となります。

5) 排雪運搬車両賃貸借

単独申請

様式5 様式6	排雪運搬車両賃貸借 申請車両 (中型)・(大型)	①電子化されていない自動車検査証の場合はその写しを、電子化された自動車検査証の場合は <u>自動車車検証記録事項</u>
		・上記①については、 <u>参加資格審査申請時において必須書類</u> となります。

注 意

「有償運送許可」が必要となる排雪運搬車両については、弘前市除排雪業務「契約締結後」に、道路維持課から改めて必要提出書類(下記①～④)について連絡させていただきますのでその際は速やかに提出していただきますよう、よろしくお願いいたします。

- ①有償運送許可申請書名簿
- ②車両使用承諾書
- ③運転者全員の運転免許書(写し)
- ④誓約書

6) 財務諸表類

※申請日3か月以内に発行されたもの。

法人の場合	直近2期分の貸借対照表・損益計算書の写し
個人の場合	令和3・4年度の確定申告書・青色申告決算書又は、収支内訳書の写し

※令和4年度弘前市除排雪業務受注者は、令和4年度分を提出

7) 登記簿謄本等の写し

※申請日3か月以内に発行されたもの。

各法務局で交付します

法人の場合	登記簿謄本又は履歴(現在)事項全部証明書
-------	----------------------

弘前市に住民登録がある方は、当市で交付します

個人の場合	令和4年度営業証明書
-------	------------

8) 国税の未納のない証明

※申請日3か月以内に発行されたもの。

法人の場合	法人税と消費税及び地方消費税(様式その3の3または、その3)
個人の場合	申告所得税と消費税及び地方消費税(様式その3の2または、その3)

9) 市税の納税証明

※申請日3か月以内に発行されたもの。

市税の令和3・4年度分(当市で交付します)

法人の場合	法人市民税と固定資産税
個人の場合	市県民税と固定資産税

※非課税の場合は、所得課税証明書

※令和4年度弘前市除排雪業務受注者は、令和4年度分を提出

12. 補足事項

1) 道路除排雪業務及び、凍結抑制剤散布業務の自主判断期間について

・道路除排雪業務及び凍結抑制剤散布業務において、令和5年12月1日(金)午前0時から令和6年2月29日(木)午前0時迄を自主判断期間とします。ただし、降雪状況により開始時期、終了時期が変更となる場合があります。

2) 一般除雪の出動基準について(自主判断期間)

・降り始めから根雪期間までの出動基準を15cmとし、10cmから15cmへの変更の際には、各代表者へ連絡します。

・降雪状況及び予報等により、降り始めから出動基準を10cmとする場合があります。その際には、各代表者へ連絡します。

3) 除雪地域窓口について

・除雪地域窓口を除雪7工区、除雪17工区に設置します。

・除雪地域窓口を除雪1工区・除雪2工区を対象に設置します。

※除雪地域窓口をどの工区に設置するかは、それぞれで決めていただきます。

・除雪地域窓口を除雪5工区・除雪6工区を対象に設置します。

※除雪地域窓口をどの工区に設置するかは、それぞれで決めていただきます。

4) 市所有の除雪機械の貸出し(除雪6工区・9工区)について

・路線を指定し、貸出し機械により一般除雪作業を行ってまいります。

除雪グレーダ4.0m級-1台(6工区)市道撫牛子和徳町線外3路線(L=6.03km)

除雪グレーダ3.7m級-1台(9工区)市道駅前取上線外4路線(L=4.09km)

※上記路線以外の路線に使用したい場合は、相談をお願いします。

5) 凍結抑制剤収納箱への補充について

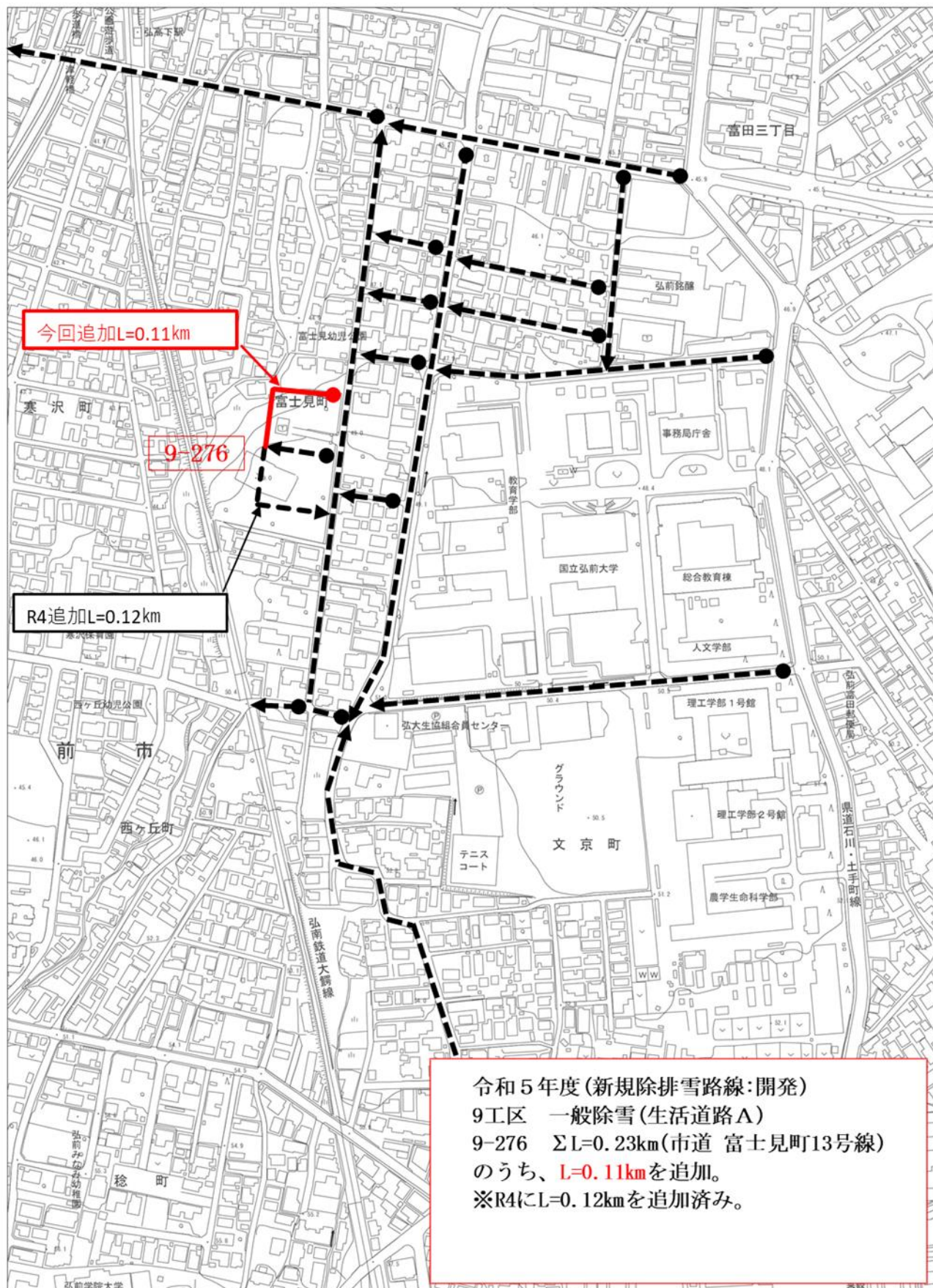
・旧弘前市134箇所・旧岩木町15箇所・旧相馬村9箇所への、散布材袋詰め及び補充作業を凍結抑制剤散布業務で行います。※補充箇所については、作業時に増減が発生する場合があります。

6) 道路除排雪業務において、排雪運搬車両(大型・中型)の必要台数の制限を無くしていますが、共同企業体申請(様式1-5)、単独申請(様式1-3)に使用車両の記入をお願いします。

7) 有償運送許可が必要となる排雪運搬車両については、弘前市除排雪業務契約締結後に、道路維持課から改めて必要提出書類について連絡します。

- 8) 令和4年度道路除排雪業務において、成績評定点65点未満の代表者及び構成員については、申請時に道路除排雪改善計画を提出して下さい。
- 9) 新規一般除雪及び歩道除雪路線
(令和5年8月31日現在:位置図1~2参照)

位置図1.(富士見町地内)



位置図2. (浜の町北一丁目地内)

